

奈良県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、かかるが溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	福田 武二郎	生駒郡斑鳩町法隆寺二―四―三四
〃	勝田 政宏	〃 高安一―六―四八
〃	藤山 憲治	〃 阿波一―八―九
〃	野口 英治	〃 法隆寺二―八―四
〃	藤山 雅章	〃 阿波一―七―五
〃	安村 博一	〃 法隆寺北二―一―二二
〃	福井 正之	〃 興留四―四―二四
〃	川本 善規	〃 大字三井四二四
〃	中川 雅彦	〃 〃 一五五〇
〃	山崎 徹	〃 幸前一―二―五四
〃	松井 正一	〃 高安一―三―二〇
監事	山崎 敏博	〃 幸前一―二―四
〃	福田 佳夫	〃 興留二―四―二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	福田 武二郎	生駒郡斑鳩町法隆寺二―四―三四
〃	藤山 雅章	〃 阿波一―七―五
〃	藤山 憲治	〃 〃 一―八―九
〃	野口 英治	〃 法隆寺二―八―四
〃	安村 博一	〃 法隆寺北二―一―二二
〃	山崎 敏博	〃 幸前一―二―四
〃	山崎 徹	〃 〃 一―一―四五
〃	山中 章良	〃 大字三井一五五八
〃	中川 雅彦	〃 〃 一五五〇

〃 監 〃 〃
事

福 清 松 山
井 水 井 田
正 孝 正 末
次 悦 一 広

〃 〃 〃 〃

興 〃 高 興
留 一 安 留
一 一 一 二
六 三 三 七
一 八 〇 一
三